

ショーケースに防犯フィルムを施工し CP マークを貼付するための付帯条件

ショーケースのガラスに防犯フィルムを施工すると、ガラスのみの場合に比べて、打ち破りによるケース内の貴金属等を強奪する時間を遅らせることができます。日本ウインドウ・フィルム工業会は、防犯フィルムをショーケースに施工して CP マークを貼付することについて下記の付帯条件を規定しています。

注) 防犯フィルムの施工はガラス自体の強度を高めるものではなく、ボール等の打撃により生じる開口部を広げにくくします。

1. 対象となる防犯フィルムの製品仕様

- 1) 防犯性能の高い建物部品目録に掲載されている製品であること。
- 2) 日本ウインドウ・フィルム工業会が認定する「防犯フィルム施工技能者」（技能検定ガラス用フィルム施工職種 建築フィルム作業 1 級、2 級技能士）が施工すること。

2. CP マーク貼付の対象となるショーケース

- 1) ショーケースのガラスは、ガラスの呼び厚み 5 ミリ以上のフロートガラスであること。
- 2) ショーケースのガラスは、開口部を除き金具もしくは接着剤等で固定されていること。

注) 天板のガラスが固定されていない場合、金具等で固定すること。

- 3) 開口部には錠前がついていること。

3. 対象となる防犯フィルムの施工条件

- 1) フィルムは、ガラスの露出部全面、もしくは呑み込みを含むガラス全面の内側に貼付すること。
- 2) 露出部全面にフィルムを貼付する場合は、エッジスペースを設けてもよい。
- 3) ショーケースが隣り合って配置されていること等により、打撃されることが想定されないガラスについてはフィルムを貼付しなくてもよい。

2024 年 6 月 7 日

日本ウインドウ・フィルム工業会